

仕様書

1 業務の名称

都城市新市誕生 20 周年記念パレード企画運営業務委託

2 業務の目的

以下の概要で実施するイベントにおける会場設営、運営、警備、広報等を行うものとする。

- (1) 日時 令和8年12月20日(日) 午前10時30分～午後0時(予定)
*少雨決行、荒天中止とする。
- (2) 場所 太郎坊歩道橋北交差点付近～松之元交差点付近(国道10号) ほか
- (3) 想定集客 約8万人
- (4) 内容 パレード 4団体(予定)
*国道10号を全車線規制し、道路上で実施する。
- (5) 交通規制 場所：高木原南交差点～松之元交差点(国道10号)及び周辺市道
*詳細は資料1のとおり
時間：午前9時30分～午後1時(予定)
- (6) 主催 都城市

3 業務概要

本業務の概要は次のとおりとし、その詳細については、発注者と受注者の協議により調整し、決定するものとする。なお、全ての業務において、事故や災害等のリスクを最大限に考慮し、十分な安全管理体制を整えること。

(1) 会場の設営に関すること

ア 会場設営計画の作成

①各種エリアの設定

- ・道の駅「都城NiQLL」に運営本部(主催、警察、運営、救護)を設けること。
- ・観覧エリア、歩行者エリアのゾーニングを行うこと。
- ・プレスエリア(50㎡程度)、特別観覧エリア2箇所(各100㎡程度)を設けること。
*各エリアの配置図(案)に係る資料2については、参加表明書を提出し、かつ参加資格要件を満たした事業者を提供する。

②救護体制の構築

- ・救護に必要な人員を手配すること。
- ・救護用備品、AEDを手配すること。
- ・緊急車両の導線を示した救護マニュアルを作成すること。

③連絡体制の構築

- ・運営本部と各部署(警備員、救護所等)との連絡体制を構築すること。
- ・IP無線を手配すること。

イ 会場の設営 *設営資材は発注者が準備する。

- ・設営に必要な人員を手配すること。
- ウ 目隠しカーテンの設営 *設営資材は受注者が準備する。
 - ・足場やブルーシート等を使用し目隠しを作成すること。
 - ・開閉が可能なものであること。
 - ・規格は、幅10m×高さ3.5mとする。
- (2) パレードの運営、進行管理に関すること
 - ア 運営マニュアルの作成
 - ・タイムスケジュール、進行台本を作成すること。
 - イ オープニングセレモニー、進行管理の実施
 - ・司会者、音響設備を手配すること。
 - ・台本を作成すること。
- (3) パレードの開催及び交通規制の告知に関すること
 - ア 事前告知に関する計画の作成
 - ・事前に十分な周知を行う必要があるため、広域的な計画とすること。
 - ・事前告知用看板を作成すること。
 - イ 当日の迂回告知に関する計画の作成
 - ・迂回路は発注者で決定するものとする。
 - ・迂回案内看板を作成すること。
 - ウ 看板の設置及び撤去
 - ・風雨、地震、その他災害により倒壊、落下、飛散等の事故のないよう配慮すること。
 - エ TVCM制作
 - ・15秒のものを1本製作すること。
 - ・MRT、UMK各社20本を放映すること。
 - オ イベント告知用ホームページ
 - ・イベント告知専用ページを作成すること。
 - カ インスタグラム広告
 - ・広告を作成し広報すること。
 - ・アカウントは受託者が手配するものとする。
 - キ 印刷物作成
 - ・ポスター・チラシ・パンフレット等
- (4) 警備に関すること
 - ア 警備計画の作成
 - ・パレード会場の雑踏警備、交通規制実施箇所の交通誘導、横断歩行者の安全管理のため、必要な場所に適切な人数を配置すること。
 - イ 警備員の手配
 - ・交通規制箇所のほか、駐車場20か所、遠隔シャトルバス乗降場所6か所、会場周辺シャトルバス乗降場所2箇所に配置するのに十分な人数の警備員を手配すること。
 - *駐車場及びシャトルバス乗降場所(案)に係る資料3については、参加表明書を提出

し、かつ参加資格要件を満たした事業者を提供する。

- ・警備員への業務レクチャーを行うこと。
- ・警備員であると認識できるよう制服等を着用し、必要な資機材を装備すること。
- ・警備に必要な資機材は受注者で準備すること。

ウ 関係機関との協議

- ・発注者からの要請により、警察、道路管理者との協議に同席すること。
- ・警察、道路管理者の指示に従うこと。

(5) 案内誘導、観客の動静監視に関すること

ア 案内誘導計画の作成

- ・シャトルバス乗降場所及びパレード会場についての案内誘導を行うこと。
- ・パレードルートと観覧エリアの間に待機し、観客の動静や設営資材の損壊、移動がないかを監視すること。
- ・案内誘導員は、必要な場所に適切な人数を配置すること。

イ 案内誘導員の手配

- ・パレード会場周辺、パレードエリア沿いに配置するのに十分な人数の案内誘導員（アルバイトスタッフ等）を手配すること。
- ・案内誘導員への業務レクチャーを行うこと。
- ・案内誘導に際し、プラカードやシャトルバス案内看板等が必要な場合は適宜作成すること。
 - * 看板、プラカードの作成例は資料4のとおり
- ・案内誘導員であると認識できるような装備を身に着けること。

(6) その他これらに付随する業務一式

4 履行期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）までとする。

5 支払時期

委託業務検査後、受注者の請求に基づき一括して支払うものとする。

6 荒天時等の対応

受注者は、パレード開催日に都城市に「暴風警報」または大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合やその他の災害が発生した場合等に備え、あらかじめ中止の判断基準を検討し、発注者と協議の上、承認を得ること。また、これらの場合が生じるおそれがある時は、受注者は速やかに発注者と協議を行い、発注者の指示に従い必要に応じた措置を講じること。

仮にパレードが中止になった場合には、既に本業務を履行するに当たって生じた経費や中止に伴い必要となった増加経費について、別途発注者と受注者とが協議した上で、契約期間や委託料を変更する契約変更を行う。

7 業務報告

本業務完了後、令和8年12月28日（月）までに、次の成果物等を提出すること。

(1) 業務完了通知書

(2) 業務報告書

*本業務で作成した各種計画、マニュアル、印刷物を含め提出すること。

8 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

(2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費は全て受注者の負担とする。

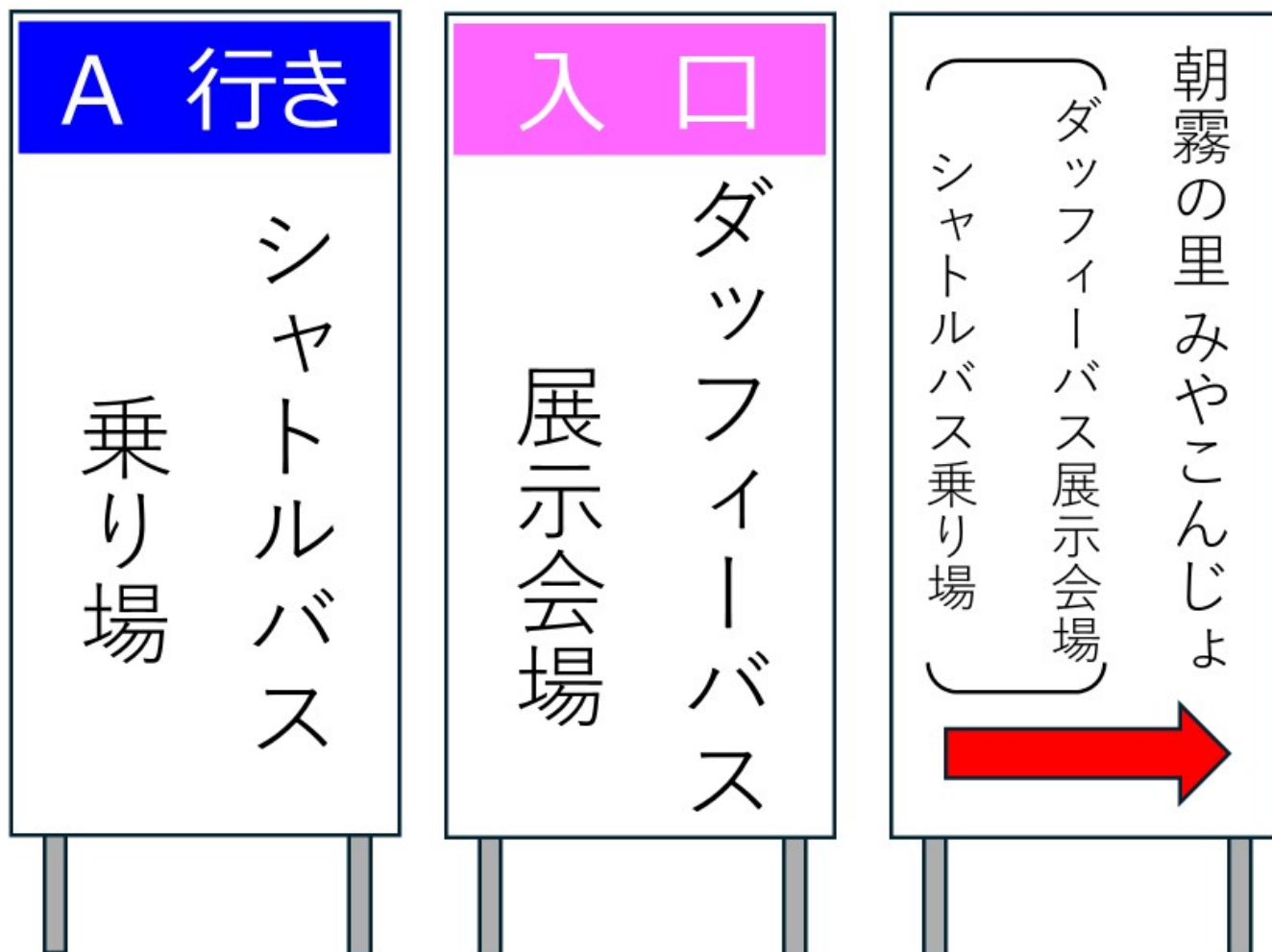
(3) 本業務の遂行に当たっては、受注者は、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。

(4) 守秘義務として、受注者は、本業務を遂行するに当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(5) 本業務の履行に際して受注者が知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報に関する特記仕様書に従うこと。

資料 4 看板、プラカード作成例

▶ 看板例



▶ プラカード例

